

○所沢市コミュニティ活動推進事業実施要綱

平成23年3月31日

所沢市コミュニティ施設特別整備事業実施要綱(昭和63年4月18日施行)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の交流の場及び活動の拠点となるコミュニティ施設の整備を行うこと(以下「推進事業」という。)により、地域におけるコミュニティ活動を推進することを目的とする。

(推進事業)

第2条 推進事業は、自治会及び町内会等の地域的団体(以下「地区団体」という。)が実施するコミュニティ活動の拠点となる集会施設(以下「施設」という。)の整備であって、地域の一体感の醸成及び共通課題の解決を図るために、継続して取り組むものであるソフト事業を組み合わせる効果的に実施するハード事業とし、別表の事業種目の欄に掲げるとおりとする。

2 推進事業は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 地域住民の意向が十分反映され、地域住民の総意を基本としたものであること。
- (2) 既存のコミュニティ関連施設との調和を図り、その機能が最大限に活用されるものであること。
- (3) 維持管理については、地域住民が行うもの又は地域住民の協力が得られるものであること。
- (4) 推進事業のための用地が確保されているものであること。
- (5) 別表の実施基準の欄に掲げる基準に適合するものであること。

(助成)

第3条 市長は、推進事業を実施しようとする地区団体に対し、事前に協議を行い、当該推進事業の内容を審査し、適当と認めるときは、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。ただし、至急対応しなければ施設の維持管理に支障が生じる部分に対する緊急の修繕(以下「緊急修繕」という。)を行う必要があると認めた事業については、事前の協議を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する推進事業は、助成の対象としない。

- (1) 地区団体の自己負担のないもの
- (2) 事業の費用が100万円未満のもの(施設の緊急修繕を除く。)
- (3) 地区団体の単独事業として既に事業に着手し、財源の単なる補填とみなされるもの

(4) 国、県又は市の他の補助制度等（ただし、埼玉県各市町村と地域団体との協働事業補助金交付要綱（平成23年4月1日埼玉県企画財政部長決裁）に基づき補助を受けるものを除く。）の適用を受けるもの

(5) その他推進事業の目的に適合しないと認められるもの

3 第1項の規定により補助金の交付を受けた地区団体に対しては、再びこの要綱の規定による補助金は交付しないものとする。ただし、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 自然災害等により施設が損壊した場合及び施設の増築、改築又は修繕（施設の緊急修繕を除く。）の場合 10年

(2) 施設の緊急修繕の場合 5年

（事前協議）

第4条 推進事業を実施し、補助金の交付を要望する地区団体は、所沢市コミュニティ活動推進事業補助金交付要望書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して別に定める期日までに市長に提出し、協議しなければならない。

(1) 地区団体に関する調書（別紙1）

(2) コミュニティ活動計画書（別紙2）

(3) その他推進事業の内容に関する説明資料

ア 地域住民の総意に基づくものであることを証する書類（総会における議案書及び議事録等）

イ 地区団体の規約

ウ 位置図

エ 平面図及び立面図

オ 完成予想図（パース等を用いて施設の完成後の状況が分かるもの。増築、改築及び修繕を行う場合を除く。）

カ 市町村全図（縮尺20,000分の1程度のもので、駅、公共施設、事業地が分かりやすく記されたもの）

キ 3社以上の業者から徴取した見積書

ク その他参考資料

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 改正前の所沢市コミュニティ施設特別整備事業実施要綱(昭和63年4月18日施行。以下「改正前の整備事業実施要綱」という。)別表の事業種目に掲げる事業については、平成23年3月31日までに事前に協議を行い、市長が適当と認めたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

事業種目	実施基準	
	事業主体	事業内容
施設の建設(増築及び改築を含む。)	市内全域の地区団体	利用者が主に地域住民であり、受益戸数が30戸以上の施設の建設であること。
施設の修繕(緊急修繕を除く。)	同上	建築後10年を経過した施設の通常の維持管理に必要な修繕であること。
施設の緊急修繕	同上	雨漏り等施設の維持管理の支障となる部分の修繕であり、かつ、緊急を要するものであること。

備考

1 この表において「建設」とは、新たに施設を整備することをいい、「増築」とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、「改築」とは、建築物の一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続き用途、規模及び構造が著しく異ならない建築物を建てることをいい、「修繕」とは、主に建物本体(基礎、床、壁及び屋根)を修理することをいう。

2 補助対象となる施設は、同一地区内において一の施設に限るものとする。